

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、平成30年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

(歳入) 地方消費税交付金 145,670 千円
 うち社会保障財源分 66,389 千円

(歳出) 236,150 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				消費税交付金 (社会保障財源化分)
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの 医療費助成	29,500	5,676	0	200	23,624	10,000
社会福祉	杵藤広域圏 組合負担金 (介護保険費)	185,828	0	0	0	185,828	10,000
保健衛生	各種健(検) 診委託料	20,822	361	0	3,078	17,383	46,389
合計		236,150	6,037	0	3,278	226,835	66,389